本契約書のひな形をダウンロードいただきありがとうございました。

本契約書はあくまで「たたき台」ですので、本契約書の最後に記載の使用方法・注意事項をご確認ください。

取引基本契約書

　買主株式会社●●（以下「甲」という）と売主株式会社●●（以下「乙」という）とは、甲乙間の製品および部品（以下「目的物」という）の取引に関しその基本的事項について次のとおり契約する。

第１条（基本原則・目的）

　甲および乙は、本契約に基づく取引を、相互繁栄の理念に基づき、かつ甲乙間の円滑な取引が甲の安定的な販売に寄与することを目的とし、信義誠実の原則に従って行うものとする。

第２条（適用範囲）

　本契約は、特別の定めがない限り、甲乙間の目的物に関するすべての個別契約に適用する。

第３条（個別契約の内容）

　個別契約には、発注日、目的物の名称、数量、引渡期日（納期）、引渡場所、検収完了期日、価格、支払期日等を定めるものとする。

第４条（個別契約の成立）

１　個別契約は、甲が原則として所定の注文書により乙に発注し、乙がこれを承諾することによって成立する、

２　乙は、甲の発注内容に疑義または異議ある場合には、注文書到着後１０日以内に申し出るものとし、申し出のない場合は、甲の発注どおり承諾したものとする。

第５条（納入）

１　乙は納期に個別契約で定めた引渡場所へ、甲の指示する数量を甲所定の納入手続により納入する。

２　乙は納期に所定の数量の全部または一部を納入できない事情が生じたときまたはそのおそれがあるときは、ただちにその理由および納入予定時期等を甲に申し出、甲乙協議のうえ、対策を決定し実施する。

３　前項により甲が損害を被ったときは、甲は、乙に対し、その補償を請求できる。ただし、その損害につき甲の責に帰すべき事由があるときは、その範囲において乙は義務を減免されるものとし、不可抗力または第三者の責に帰すべき事由があるときは甲乙間協議のうえ、乙の負担割合を決定する。

第６条（検収および受領）

１　甲は、目的物の受領後遅滞なく、甲乙別途協議した検査方法により、目的物の数量および内容の検査を行い、合格したものを検収する。目的物に種類、品質または数量に関して本契約の内容に適合しないもの（以下「不適合」という）があった場合は、甲は、目的物の受領後３営業日以内に、具体的な不適合の内容を示して、乙に通知する。

２　前項に基づく検査の結果、商品に不適合があった場合、甲は、乙に対し、●営業日以上の期間を定めて、目的物の修補、代替品の引渡しまたは不足分の引渡しによる履行の追完を催告し、乙は、甲の選択に従い、履行の追完をする。

３　前項の履行の追完を催告したにもかかわらず、甲が定めた期間内に乙が履行の追完をしないときは、甲は乙に対し、不適合に応じた目的物の代金の減額を請求することができる。

４　甲が、目的物受領後３営業日以内に第1項の通知を行わなかったときは、当該目的物は、甲の検査に合格したものとみなす。

５　個別契約の定めにかかわらず、乙が債権の保全上必要と認めるときは、甲から適切な保証を受けるまで、目的物の全部または一部の引渡しを拒絶することができる。この場合、乙は甲の損害について、何ら責任を負わない。

第７条（引き取り）

　甲は、前条の検査の結果、不合格になったものについて、その不合格が些細な事由によるものであり、甲の工夫により使用可能であると認めるときは、乙と協議のうえ価格を決定し特別にこれを引き取ることができる。

第８条（所有権および危険負担の移転）

１　目的物の所有権は、第6条による検収をもって乙から甲へ移転する。ただし、前条の規定により引き取りされた目的物の所有権については甲が乙に対して引き取りの意思表示をしたとき、甲に移転する。

２　危険負担は、目的物が甲に引き渡されたときをもって乙から甲に移転する。

３　目的物が前項の甲に引き渡される前に、甲の責めに帰さない事由によって滅失したときは、甲は本契約または個別契約を解除することができる。

第９条（仕様）

　目的物の仕様は、次の各号に準拠していなければならない。

⑴　図面、仕様書、企画、標準、各種資料およびこれらに準ずる書類で、甲が作成し、乙に貸与したもの（以下「貸与図面」という）

⑵　ＪＩＳ規格等、公に定められた規格

⑶　法令、条例等に定められた基準

⑷　前各号のほか、甲が乙と協議して決定した事項

２　乙は、乙または乙の製作者の図面仕様等について、甲から発注された目的物の製作の着手前に、甲から受領印を受けなければならない。納入仕様図面の変更もしくは追加の場合も同様とする。

３　甲または乙は、第１項各号の内容に関して疑義または異議を有するときは、遅滞なく相手方にその旨を申し出て、甲乙協議のうえ解決を図るものとする。

第１０条（支給品）

　甲は、次の各号いずれかに該当する場合は、乙と協議のうえ、乙との取引に必要な原材料、製品、半製品、部品、包装材等（以下「支給品」という）を乙に有償または無償で支給することができる。

⑴　目的物の品質、機能または規格を維持するため必要な場合

⑵　乙からの依頼に基づき、甲が必要と認めた場合

⑶　その他、正当な理由がある場合

２　甲は、支給品を乙に支給する場合、あらかじめ品名、品番、数量、納期等を乙に通知する。

第１１条（支給品の検査）

　乙は、前条により甲から支給品を受領した場合は、受入検査を行い、かかる検査の結果、数量過不足または不合格品を発見したときは、ただちにその旨を甲に通知し、甲の指示に従う。

第１２条（支給品の不良補償）

　乙は、検収後、工程内で、支給品につき甲または指定業者の責に帰すべき不良品を発見した場合、次の各号の補償を請求できる。

⑴　代品納入

　　乙は、甲に対し、代品納入を請求することができる。

⑵　選別・修理費用

　　乙は、不良品の選別・修理をした場合、これに要した工賃等の費用を甲に対し請求することができる。

２　支給品に甲の責めに帰すべき重大な不良があり、そのため乙に損害を与えた場合に、乙から申し出のあるときは、その補償について甲乙協議する。

第１３条（支給品の取扱い）

１　乙は、甲から支給された支給品について、善良な管理者の注意をもって管理するとともに、甲の許可なく支給された用途以外に使用したり、第三者に貸与、売却または担保提供等の処分をしてはならない。

２　乙は、甲からの無償支給品について、甲の営業年度中半期ごとの甲の指定する時期に実地棚卸しを行い報告するとともに、甲が必要と判断した場合には、甲は乙の立会いのもとに実地棚卸しを行うものとする。

３　前項の場合において、在庫数を確認し、その結果、甲に損害を与えたことが明らかになったときは、甲は乙に対しその補償を請求することができる。

４　無償支給品の余剰、端材、切粉等の処置については、甲乙協議のうえ、決定するものとする。

５　無償支給品の所有権および危険負担は、乙への引渡し後も甲に帰属する。

６　有償支給品の所有権および危険負担は、乙の検収をもって甲から乙へと移転する。

第１４条（代金の支払）

１　乙は、毎月末日（以下「締め日」という）を締切として、当月に甲が検収をした目的物に関する甲の代金支払総額を集計し、所定の明細表により甲にこれを通知する。甲は、当該代金支払総額を締め日の翌月末日（甲の休業日の場合は翌営業日）限り、別途乙が指定する方法により支払うものとする。

２　甲または乙は、相手方に対して金銭債権を有するときは、相手方への書面による通知をもって、弁済期にあるか否かを問わず、いつでも当該金銭債権と相手方に対する金銭債務とを対当額で相殺することができる。ただし、有償支給品の代金については、当該有償支給品を用いた目的物の代金支払い日以降でなければ相殺することができない。

３　甲が代金の支払いを怠ったときは、支払期日の翌日から完済に至るまで年14.6％の割合による遅延損害金を乙に支払う。

第１５条（契約不適合責任）

１　目的物に第６条第１項に定める検査では発見できない不適合（数量不足を除く。以下本条において同じ）があったときは、納品後6カ月以内に甲が不適合を発見し、乙に対し、具体的な不適合の内容を示して通知し、その後、第6条第2項に定める履行の追完を催告した場合に限り、乙は、甲の選択に従い、同項に定める履行の追完をする。

２　前項の履行の追完を催告したにもかかわらず、甲が定めた期間内に乙が履行の追完をしないときは、甲は乙に対し、不適合に応じた商品の代金の減額を請求することができる。

３　本条の規定は、甲による損害賠償の請求を妨げない。

第1６条（製造物責任）

１　目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、甲および乙はその対応につき協議する。

２　乙は、目的物の欠陥に起因して、第三者の生命、身体または財産に損害が生じたときは、故意、過失の有無を問わず、その第三者または甲が被った一切の損害（甲が第三者に支払った賠償額、甲が目的物を市場から回収するために要した費用、弁護士費用を含むがこれに限られない）を賠償する。

第１７条(知的財産権の帰属)

　甲および乙は、相手方から開示された図面、仕様書、試験データ、ノウハウ、アイディアその他の情報に基づいて発明、考案、意匠の創作、回路は一の創作または著作物の創作（以下「発明等」という）をなした場合には、速やかに相手方にその内容を通知するものとし、この発明等に関する権利の帰属については、甲乙協議の上定める。

第１８条（第三者の権利侵害）

１　乙は、目的物が第三者の特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権、ノウハウその他これらに類似する権利（出願中のものを含み、登録されているか否かを問わない）（以下「知的財産権」という）を侵害しないことを保証する。

２　甲および乙は、目的物および目的物の製造方法に関して第三者により知的財産権侵害を理由に何らかの請求を受け、または提訴されたときは、遅滞なく相手方に通知する。甲および乙は、協議の上、当該知的財産権の侵害問題の解決に向けて協力する。

３　乙は、前項の知的財産権の侵害問題に関し、甲に何ら迷惑をかけないものとし、これにより甲または知的財産の権利者その他の第三者に損害が発生した場合には、その損害を補償する。

第１９条（権利義務の譲渡禁止）

　甲および乙は、相手方の事前の書面による同意なく、本契約および個別契約により生じた契約上の地位を移転し、または本契約および個別契約により生じた自己の権利義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡し、もしくは第三者の担保に供することはできない。

第２０条（再委託）

１　乙は、目的物の製造にあたり、その業務の全部または一部を、事前の甲の書面による同意がない限り、第三者に委託してはならない。

２　前項の甲の同意により第三者に委託した場合、乙は、本契約で自己が負うのと同等の義務を当該第三者にも負わせ、これらの業務の実施に係る一切の行為に関して、乙が為したものとしてその一切の責任を負う。

第２１条（機密の保持）

１　甲および乙は、取引関係を通じて知り得た相手方の営業上または技術上の機密を、第三者に漏洩してはならず、相手方の承諾を得ないで、第三者に開示してはならない。

２　甲および乙は、相手方がとくに指定する相手方の事業所内への立入りおよび機密保持について、相手方の指示に従い万全の措置を講ずる。

第２２条（任意解除）

甲および乙は、前条に定めた有効期間中といえども、書面による6カ月前の予告通知をもって、本契約を解除することができる。

第２３条（反社会的勢力の排除）

１　甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。

(1)　自らが、暴力団、暴力団関係者、総会屋もしくはこれらに準ずるものまたはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）ではないこと。

(2)　自らの役員（取締役、執行役、執行役員、監査役またはこれらに準ずるものをいう）が反社会的勢力ではないこと。

(3)　反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものでないこと。

(4)　自らまたは第三者を利用して、この契約に関して次の行為をしないこと。

ア　相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為

イ　偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

２　甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は、何らの催告を要せずして、この契約を解除することができる。

(1)　前項(1)または(2)の確約に反する表明をしたことが判明した場合

(2)　前項(3)の確約に反し契約をしたことが判明した場合

(3)　前項(4)の確約に反した行為をした場合

３　前項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、その相手方に対し、相手方の被った損害を賠償するものとする。

４　第2項の規定によりこの契約が解除された場合には、解除された者は、解除により生じる損害について、その相手方に対し一切の請求を行わない。

第２４条（通知義務）

　乙は、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたとき、もしくはそのおそれがあるときは、速やかに甲に通知しなければならない。また、乙は、甲から依頼があった場合には、乙の納入先または仕入れ先の⑷に該当する事実の発生、またはそのおそれがあることにつき、速やかに甲に通知しなければならない。

⑴　合併、会社分割、株式交換、株式移転等の組織に関する重大な変更

⑵　事業の全部または一部の譲渡

⑶　株主を全議決権の3分の1を超えて変動させる等、支配権に実質的な変動を生じさせる行為

⑷　本店所在地、商号、代表者等の変更

第２５条（契約の解除）

１　甲または乙は、相手方が次の各号のいずれかに該当したときは、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

⑴　監督官庁より営業の取消し、停止等の処分を受けたとき

⑵　支払停止もしくは支払不能の状態に陥ったとき、または手形交換所から警告もしくは不渡り処分を受けたとき

⑶　信用資力の著しい低下があったとき、またはこれに影響を及ぼす営業上の重要な変更があったとき

⑷　第三者より差押え、仮差押え、仮処分、その他強制執行もしくは競売の申立て、または公租公課の滞納処分を受けたとき

⑸　破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立て等の事実が生じたとき

⑹　解散の決議をし、または他の会社と合併したとき

⑺　災害、労働争議等、本契約または個別契約の履行を困難にする事項が生じたとき

⑻　相手方に対する詐術その他の背信的行為があったとき

２　甲または乙は、相手方が本契約の各条項または個別契約に違反したときは、相当の期間をおいて催告したにもかかわらず是正しないときは、本契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

第２６条（期限の利益の喪失）

１　甲または乙が本契約に定める条項に違反した場合、相手方の書面による通知により、相手方に対する一切の債務について期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

２　甲または乙に前条第１項各号のいずれかに該当する事由が発生した場合、相手方からの何らの通知催告がなくとも、相手方に対する一切の債務について当然に期限の利益を喪失し、直ちに相手方に弁済しなければならない。

第２７条（契約終了時の措置）

１　本契約の期間満了または契約の解除の場合、乙は甲が貸与した●●、●●、無償支給品等を遅滞なく返却しなければならない。なお、当該返却に要する費用は乙の負担とする。

２　前項の場合、甲は目的物、仕掛品、有償支給品および目的物の製作のために使用した専用の●●、●●、●●等を、第三者に優先して乙から買い取る権利を有する。

第２８条（有効期間）

１　本契約の有効期間は、契約締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の２カ月前までに甲または乙から書面による解約の申し出がないときは、本契約と同一条件でさらに１年間継続し、以後も同様とする。

２　本契約の終了後においても、第１５条乃至第１８条、第２１条、第２７条、第３０条の規定は引き続きその効力を有する。ただし、第２１条については本契約終了日から３年間に限る。

第２９条（協議解決）

　本契約もしくは個別契約に定めのない事項、または本契約もしくは個別契約の解釈について疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ解決する。

第３０条（管轄裁判所）

　甲および乙は、本契約に関し裁判上の紛争が生じたときは、東京地方裁判所を管轄裁判所とすることに合意する。

　本契約書の締結を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印のうえ、それぞれ１通を保有する。

令和　　年　　月　　日

甲

乙

【使用方法・注意事項】

本契約書を「たたき台」として、企業様がこれから締結されようとしている契約書に抜け漏れがないか等ご確認を頂ければと思います。

ただし、本契約書はあくまで「たたき台」です。

それぞれの契約には、適宜、取引相手との間で守ってもらいたい事項、リスクとなる事項等が存在することが一般的です。

直法律事務所では、取引をされる契約書のレビューはもちろんのこと、契約書を使いこなしていただくために契約書の解説も行って納品をいたします。もし、締結される契約書の内容にご不安がありましたら、お気軽に直法律事務所までご連絡をください。

直法律事務所は、会社を良くしていきたいと考える企業様を全力でサポートします。

～顧問サービスのご案内～

直法律事務所の顧問先企業様には、本契約の他にも、法律改正に応じた１００を超える契約書や社内書式を共有し、未然に法律トラブルを防止する体制を敷くように整えていきます。

顧問サービスにご関心がおありの企業様におかれましては、当事務所までお問い合わせを頂ければと思います。